

研究会報告

体育の学習評価を考える

——資質・能力の3つの柱と学習評価——

(九州体育・保健体育ネットワーク研究会 2019 ファイナル in 福岡)

The three pillars of the Academic ability and Absolute evaluation in physical education:

Kyushu Physical Education and Health and Physical Education Network Conference 2019 final in Fukuoka,

佐藤 豊*・高橋 修一¹・石川 泰成²

*桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

¹日本女子体育大学

²埼玉大学教育学部

(2019年9月11日 受理)

【要旨】

2019年1月21日 - 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)を受けて、示された資質・能力の育成に向けた3つの柱との関連で体育の学習評価をどのように捉えていくのか、学習指導要領の改訂に伴い、何が体育の学習評価で求められているのかを検討した。

まず、佐藤は、学習評価の歴史をアメリカの教育評価史及びOECDキー・コンピテンシー等を概観し、見える学力から見えにくい学力を含む学力観への変化、資質・能力ベースでの変化がみられること。その中で、ブルーム学説を根拠とする認知的領域の研究が進む中で、体育は、唯一、学びに向かう力・人間性等の内容を有する教科としての教科の独自性をどのように育て評価するののかの検討が必要であることを述べた。

高橋は、報告書作成プロセスの説明を加えながら、今改訂では、目標から学習評価までを一連のプロセスとして整理されたこと、これまでも言われてきてはいるが指導に生かす評価にしていくことが大切であるということを強調した。そのうえで、教育委員会、大学においても役割が求められていることを示唆した。

石川は、なぜ評価の充実なのか、学習指導要領の改善の方向性が、教育目標、内容、評価を一体としているものであり、「何ができるようになったか」「何が身についたか」も踏まえて改訂がなされたこと、先生がどう評価するかより、子供たちが自分自身をどう見つめ、変えていこうとできるのか、そこへの注力が求められているのではないかということを指摘した。さらに、「スポーツを通じた共生社会の実現」の重要性を強調した。

* Sato Yutaka: Professor, Department of Sport Education, Faculty of Culture and Sport Policy, Tooin University of Yokohama. 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama 225-8503, Japan

¹ Takahashi Syuichi: Professor, Japan Women's College of Physical Education

² Ishikawa Yasunari: Associate Professor, Faculty of Education, Saitama University

I. 学習評価の変遷と体育の学習評価 (佐藤 豊)

1. アメリカの教育評価の変化

学習評価を考えるに当たって、まずアメリカの教育評価の歴史からアプローチしてみたい。現在につながる学習評価の考え方は、おおよそ100年くらいの歴史の成果ともいえる。それ以前はほぼ主観に基づいたものが生徒を評価する基準であった。複数の生徒を公平かつ透明性の高い評価が求められるようになると、評価を受ける人が納得する評価方法を開発する必要性が生じてくる。その第一段階が成果の数値化であり、量的なデータに着目して、統計学的手法を取り入れた客観性をもたせる取組が1900年代になると活発になり、教育測定学全盛の時代が到来する。

これが現代につながる学習評価の前段階ともいえる。統計的な量的データに基づく評価は、見えにくい能力は評価対象から外し、データとして客観性の高い指標で評価をする傾向が強くなる。その課題として、本来の人間として育てるものとは違うのではないかという疑問が評価する人、される人の双方から出てくることになる。学習評価が、序列をつけるための形式的な作業となると、一元的ではなくもう少し多角的な評価ができないものかという要望が出てくることになり、いわゆる観点別評価の登場によって、判定するための評価から育てるための評価、いわば、育てるための教育評価の時代への変化がみられるようになる。アメリカでは、1950年代からこうした、見えにくい学力に着目した教育評価研究が盛んにおこなわれていくという背景があって、中でもブルームの発表した「教育目標の分類学」が、現代につながる重要な研究と捉えられている。ブルームは能力を3つの領域に分類している。一つは、現行の評価の観点である「知識、理解」と「思考・判断」を一つの能力と捉えた「認知的領域」の考え方である。ブルームは、これらを5段階に分

類している。さらに、情意的領域であり、現行の「関心、意欲、態度」で評価されているものも、5段階の階層性を示している。もう一つは、特に体育では運動の技能と一致度の高い、「精神運動的領域」という3つの資質・能力としての捉え方である。認知的領域の階層性を例に見てみると、例えば知識や理解の段階が保証されて、応用や分析といった思考判断につながるという考え方は、すでに1950年から提唱されており、知識や理解が不十分な段階で応用することや分析すること、統合させること、評価をすることを求めることは困難と考えることは、ブルームの考え方で示されている。こうした理論が、日本の指導と評価の取り組みに影響を与えていると言える。

Bloom Taxonomyの主要次元		
認知的領域 (1956)	情意的領域 (1964)	精神運動的領域 (1969)
1.知識 2.理解 3.応用 4.分析 5.総合 6.評価	1.受け入れ 2.反応 3.価値づけ 4.組織化 5.個性化	1.模倣 2.操作 3.正確化 4.文節化 5.熟練化

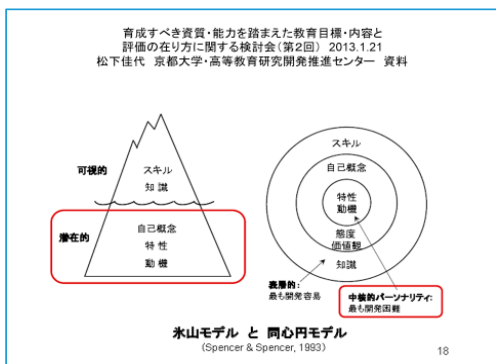
渋谷健一 著 教育評価の基礎(2003)を簡略化している。

2. 資質・能力の育成と学習評価

この3つの領域のうち、特に研究が更に進んだのは認知的領域と言える。改訂ブルーム学等では、認知的領域において、さらに「知識とはなにか」という論議が進められたことが、今回の知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の充実に向けた答申や改訂に大きな影響を与えることになったと個人的には捉えている。特に、知識と今まで単純に言っていたが、知識にも分類があるのではないかと、知識は、単に知識というまとまりではなく、事実に認識、概念的知識、推考的知識、メタ認知的知識という知識の分類があり、それらに階層があるのではないかという論である。これらの論議は、体育のように3つの領域をバ

ランスよく育むことを追求してきた教科からみると、一元的な整理は、「わかること」のみが深堀され、体育学習の特質が薄くなるという危惧も感じる。

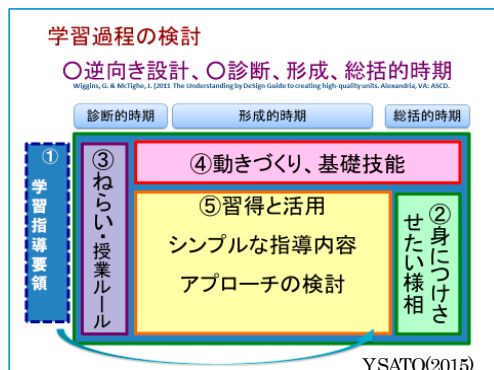
今改訂および学習評価への影響を及ぼしているもうひとつの要因に、De-ce-co プロジェクトによるキー・コンピテンシーの定義がある。近未来のIT社会に対応する資質・能力論議から、日本では、国立教育政策研究所が公表した「21世紀型能力」のように、先進諸外国ではキー・コンピテンシーやキースキルの再整理が行われ、資質能力論に基づく教育改革が世界的潮流となっていく。中央教育審議会では有識者として情報提供を行った松下氏は、冰山モデルと同心円モデルを用いて、資質・能力を説明している。



海面に浮いている図を見るとスキルや知識、要するに知識や技能は測定がしやすいものである。表出しているものを見れば、数量的に変換しやすいので、測定が容易な相対評価の学力観を示している。大切なのは、見えにくい資質・能力として、例えば自己概念、特性、動機など、潜在的な能力を含めて大事な要素であるという説明である。また、同心円モデルでは、「思考・判断」は測定できるけど難しい。特に測定が難しいのは、「関心・意欲・態度」やパーソナリティである。このあとの話で「学びに向かう力、人間性等」のうち、一番深層である「人間性」については、評価対象としては難しいという話が出てくる根拠となっていると推察できる。

3. 学習評価で押さえないこと

ひとつは、個人内評価（いわゆる伸び率）というものを用いていく、個人のよさを認めていこうという考え方は、生徒への手立てとしては重要ではあるが、目標に準拠した評価においては、評定への反映には整理が必要ということを確認しておく必要がある。次に、観点別評価は形成的評価であると捉えている。授業を創る際の評価にも3つの機会があって、診断的評価、いわゆるアセスメントがある。対象となる学習者がどのようなモチベーションをもっているか、どのような学習経験があって、どのようなアプローチしていくのかというのを見立てるための評価である。観点別評価とは、育てるための評価、すなわち形成的評価であり、毎時のめあてやねらい、目標を明確にして、具体的な学習内容に対して評価し、その時点での実現状況を生徒に伝える作業である。できていないことは、そのままにせず、単元の終わりまでの道筋を立てるサポートが形成的評価の重要な意義になる。いわゆる評定につなげる評価は、総括的評価である。観点別評価を評定として変換するという作業になる。評価規準には3つあるわけではなくて、おおむね満足（B）を指したものを評価規準とよんでいる。それよりもちょっといいという状況は十分満足の状況、それから、ちょっとそこには至っていないというのが努力を要する状況というふうに質的には示して、それを量的に換算するとき、小学校は3段階であるが、中高になると、Aは4か5、Bは3、Cは2と1という変換を



しているという流れになる。

メタ認知の育成には自己評価したり、相互評価したり、他者評価したりする活動が非常に有効と言われているが、これは、評定につながる評価とは分けて考えるというのも押さえておきたい。

II. 児童生徒の学習評価の在り方について (高橋 修一)

1. 中央教育審議会答申の概要

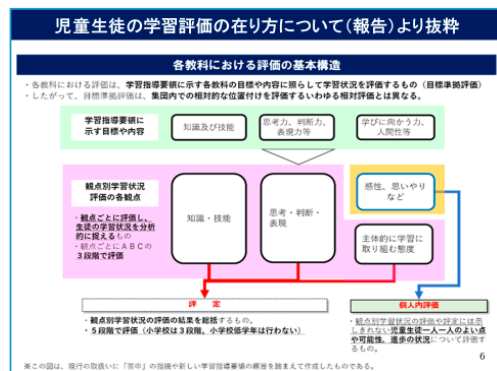
平成 29 年の 7 月に児童生徒の学習評価に関するワーキンググループが設置され、ここでは主に (1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項 (2) 指導要録の改善に関する事項 (3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項について論議がなされた。

具体的には、今回の改訂では、各教科の目標や内容は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理されており、評価に関しては、資質・能力の三つの柱に対応する「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点で評価をする。また、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に 3 段階 (ABC) とすることで報告がまとめられた。

ワーキンググループの議論の途中では、特に、主体的な態度に関しては、○か空欄かという議論もあった。ただ、そうではなく現行と同じ 3 段階でいくことになった。次の表は、上の緑の部分が、学習指導要領の内容である。観点別学習状況の評価は下のピンクの部分となる。また、オレンジの部分が佐藤先生の話にもあった個人内評価になる。具体的には、「知識・技能」については、学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価をする。他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価する。これにつながるものが今年の 2 月に行われた国研の指

定校事業連絡協議会で高槻市立第九中学校が知識を基盤とした研究について発表している。国研のホームページにのっているので参考にしてほしい。

「思考・判断・表現」については、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身につけているかということの評価すると整理をしている。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、観点別評価を通じて見取る部分と、観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれない部分があると整理された。学習指導要領に示された、各教科における学びに向かう力、人間性等に関わる目標や内容の規定を踏まえて評価することが示されている。体育科・保健体育科においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、その目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。「学びに向かう力、人間性等」は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等をどのような方向性で働かせていくかを決定づける重要な要素であり、さらに、生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつと示されている。主体的に学習に取り組む態度の評価については、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力など、学習に関する自己調整にかかわるスキルなどが重視される。自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどう

かという意思的な側面を評価する。というまとめとなっている。基本的な考え方としては、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面の二つの側面を評価すると言われている。

発達の段階に照らした場合には、学習を調整する姿が顕著に見られるのは小学校の高学年からではないのか、つまり、低学年、中学年ではなかなか難しいのではないかという議論もあり、国においては児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の工夫の取組例を示すことが求められている。さらには、評価を行っていく上では、その前段として、自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面を設定したり、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を設定するなど「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図る中で、適切に評価していくことが求められている。

2. 学習評価の機能と運用

評価の方針等の児童生徒との共有については、どのような方針によって評価を行うのかを事前に示しておくことが大事であるということ。また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要であるということ。などが示されている。

評価を行う場面や頻度については、これは現行でも大切にしていることではあるが、全ての観点を毎回の授業の中で行うわけではないこと。また、頻度については、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、評価については、記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなことがないようにしなければならないこと、いわゆる

指導に生かす評価にしていくことが大切であるということが示されている。

3. 学習評価の在り方

指導要録については、高校においては、地域や学校による格差が大きく、形骸化している場合があるとの指摘もあり、通知の中で、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることと示された。小学校・中学校でも現行ですでに設けられている。高校でもこの記載欄を設けるということになるので、より一層観点別学習状況の評価を充実させていくことが必要だと思う。また、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化することも示された。更には、各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するいわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、域内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとするのが可能であることを明示することも示された。設置者においては、統合型校務支援システム等のICT環境を整備するということが必要であるということが示されている。

児童生徒や保護者の関心が評定や学校における相対的な位置付けに集中しているということもあり、児童生徒や保護者の意識を変えると同時に丁寧の説明していくことが大事であるということも示されている。

児童生徒の学習評価の在り方について(報告)より抜粋	
3. (7) ② 指導要録の取扱いについて	
	<p>各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成するいわゆる通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、域内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとするのが可能であることを明示する。</p> <p>教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することは不可欠であり、設置者である各教育委員会において学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要がある。</p>
	28

次に、国立教育政策研究所に求められていることについて説明する。これまでの参考資料のように、評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、学習指導要領の規定から評価規準を作成した際の手順を示すことを基本とすると示されていることから、これに沿って、事例等を含めた参考資料の作成をしていくことになると考えられる。

教育委員会等においては、教員研修や各種参考資料の作成に努めることが求められている。学校現場においては、学習評価の妥当性や信頼性を高められるよう、評価方法等について事前に教師同士で検討し明確化することや、実践事例を蓄積し共有・実施していくことなど、組織的かつ計画的に取り組んでいくことが求められている。また、教師にとって使い勝手のよいデジタル機器やソフトウェアの導入については非常に効果的であり、地方公共団体や教育委員会では、現場のニーズを反映できるような発注の仕方を工夫してほしいということも示している。それと併せてICT機器の整備も必要である。民間業者においてもニーズを十分踏まえた技術の開発が期待されている。

さらには、教員養成課程においては、学習評価を位置付けたカリキュラムや学習評価に関する指導の充実が求められている。いずれにしても、今回、このような形で報告が出されたことから、皆様方からいろんなお考えや疑問点を出していただきつつ、今後の体育・保健体育の検討の中に生かしていきたいと考えている。

Ⅲ 改訂学習指導要領から考える 学習評価の充実

(石川 泰成)

1. なぜ、学習評価の充実なのか。

まず、なぜ評価の充実なのかということを考えてみる。学習指導要領には、評価のことはあまり書かれていないが、少し戻って中教

審の答申から考えてみる。また、評価の考え方や方法等がどこからも示されていない段階で、今やらなければならないことは、むしろこの学習指導要領の趣旨をどう具現化するか、簡単に言うとよい授業を作らない限りは評価もできないということであろう。それが今日、私が伝えたいことである。

何を教えるのかということは、現行学習指導要領でも、指導内容の具体化・明確化ということを大切にしてきた。さらに、それを超えて何ができるようになるかを意識した指導が、今次改訂の学習指導要領では求められている。そして、教育目標・内容と学習評価とを一体的に検討を進めることを、中教審の答申で求められ、それに応えた学習指導要領や解説が出来上がったという流れになっている。

なぜ、学習評価の充実なのか？
<input type="radio"/> 各教科等において何を教えるかという内容は重要。
<input type="radio"/> これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて「何ができるようになるか」を意識した指導が求められている。
<input type="radio"/> 資質・能力を効果的に育成するためには、教育目標・内容と学習評価とを一体的に検討する必要がある。

私も研修会等で話しをさせていただく時に、「先生方は一生懸命教えていただいていますよね。」という話と、「その一生懸命教えていただいている、その一生懸命さを、ちょっと子供達にどんな力が身に付いたのか、というところに向けて欲しい。」と話すことがある。指導と評価の一体化が強いわれた時に、そのような言い方をさせていただいた。頑張って教えた、で終わってはだめだということである。そういったことが、今次改訂では一層強調されていると思う。

目標を知識及び技能、思考力、判断力、表現力等と学びに向かう力、人間性等という三つの資質・能力の柱で示している。指導する内容についても、この三つの柱で整理してある。その際、どのように学ぶかということは、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善

を通して学びの質を重視した改善をするよう注文があり、最終的に評価で何が身についたのかを、三つの資質・能力に対応する形で、教師は引き取ってくださいと整理された。これは、目標・内容そして評価を一体的に捉えて改善を図るということである。

次に、私が特に意識しているのだが、子供たち自身が自らの学びを振り返って、次の学びに向かうことができるように、という内容。先生がどう評価するかということより、子供たちが自分自身をどう見つめ、変えていこうとできるのか、そこへの注力が求められているのではないかと思う。子供たちが自身の学びからどのように成長して、より深い学びに向かっているのか、先生達はそういうところを見てくださいということである。結構これは大変という印象であり、今後、国からどのような評価資料が出されるのか、注視したい。

2. 学習評価における留意点

評価に当たっての留意点を自分なりの整理の仕方でもとめてみた。答申において学習に関する自己調整ということが述べられている。そこでは子供たちが自ら学習目標をもち、進め方を見直しながら学習を進める、その過程を評価して新たな学習につなげていく、そうした行為を学習に関する自己調整力という言い方をしている。

そのためには、具体的な評価に関わるものとして、多面的、多角的な評価が求められていること。資質・能力のバランスよい評価につながる。多様な活動に取り組みせ、パフォーマンス評価を行ってはどうかという例を挙げている。

2つ目には学習の過程における形成的な評価についてであるが、子供たち自身が振り返ることができるポートフォリオ等の方法が示されている。形成的な評価も、教師が行っている評価活動ということよりは、児童生徒自らが自分自身を形成的に評価していく力を高めていくことが求められていると感じる。3

2. 評価に当たっての留意点

学習に関する自己調整

○粘り強く知識・技能を獲得したり、思考・判断・表現しようとしていたりしているか意識的な側面を捉えて評価

※子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった行為

多面的・多角的な評価 資質・能力のバランスのよい評価 多様な活動に取り組みせる(パフォーマンス評価)

学習の過程における形成的な評価 子供たちが振り返ることができるポートフォリオ等

子供たちによる**自己評価を学習活動へ位置付ける**

学習の見通し、学習を振り返る場面の設定
主体的に学習に取り組む場面を設定

つ目に、子供たちによる自己評価を学習活動に位置付けた方がよい、ということが示されている。

そして、こうした生徒の自己評価能力を高めるためには、学習の見通しや学習を振り返る場面等をきちんと設定しておかなければならないということである。これは先生が計画するところである。同様に、主体的に学習に取り組む場面や活動、方法等を準備することも大切である。主体的な活動ができる場を設定しなくては学習が進まず、ましてや評価のしようもないということになる。つまり、まず、よい授業づくりをすることが前提ではないのかと感じているのである。これができない限りは、評価をどうするか、を語ることは出来ないと思う。

加えて、単元の指導と評価の計画立案が今後ますます重要性を増してくるのではないかと感じる。単元の文脈を先生が子供たちに語れるのか、この16時間、こういう流れで、こういう内容をこんな活動で、ここを目指していく、というようなことを、きちんと捉えた上で学習指導に入れないといけぬ。その上で、子供たち自身が学びや変容を自覚できる場をつくる、比較できる場面をつくる、自分の考えを広げたり深めたりする場面を先生が用意する。生徒が考える場面、教師が教える場面を整理して単元を構成する。指導する内容と評価の場面、この関係性を検討する、主体的、協働的な学習活動が単元のどこに位置づけられるのか、などなど…。こうした単元づくり、単元計画づくりが非常に重要になってくると考えるのである。

3. スポーツを通じた共生社会の実現

さらに、私が注目しているキーワード「スポーツを通じた共生社会の実現」「社会に開かれた教育課程」である。体育・スポーツが社会と共有できる価値とは何か。「スポーツする人は特別な人だから、そうした人達の感覚で、そうした人たちの集まっている中だけのもの」だと思われたら、国民の理解は得にくい。スポーツとさほど関わりのない人たちにも、「スポーツはいいよね、必要だよ」と。「学校の教科の中に体育・保健体育っていう教科は絶対必要だよ」と、これから親になっていく人たちが自分の子供に体育の授業をしっかりとやりなさいといってもらえるような、そういう授業をしないといけないのではないかと強く思う。先程の、単元の目標を超えるものというところに、豊かなスポーツライフ、運動やスポーツとの多様な関わり方、社会と共有できる価値を見据えたい。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(中学校解説236)

(1) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。

スポーツを通じた共生社会の実現

- 仲間とともに楽しむための活動の方法や修正の仕方を見付けたり、
- 違いに配慮して状況に応じた行動をしたりしようとするなど、
- 思考力、判断力、表現力等及び「学びに向かう力、人間性等」の内容との関連を図る。

社会に開かれた教育課程
体育・スポーツが社会と共有できる価値

「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方について、興味深いものを目にした。これは、電車の中吊り広告のキャッチコピーである。「スポーツの楽しさと可能性に惹かれた私、その魅力を伝えたいから将来の夢は〇〇!」。〇〇に皆さんだったらどのような職業を入れますか。私などは「体育教師!」しかないのですが、実は、ここには「スポーツライター」とありました。「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方。「納得」、という感じをもった。自分が狭い世界にいて、社会のほうが進んでいるのかもしれない、と感じた。

以上、私が伝えたかったことというか、皆さんと一緒に考えたかったことは、冒頭で示

したとおりである。まず、なぜ評価の充実なのか、学習指導要領の改善の方向性そのものが、教育目標、内容、評価を一体としているものであり、「何ができるようになったか」「何が身についたか」、も踏まえて改訂がなされたのであるから。これまでは学習指導要領の改訂の後に、評価のことを別途考え始めた、という流れだった。それを一体的に行ってほしいという中教審の依頼に、文科省が応えたという形だと思う。

そして、現段階では、「知識及び技能」はどう評価するのかというような、具体的な話は何も出されていない段階なので、私としては新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、どう授業を改善していったらいいのか、そこにこそ、力を注ぐ段階ではないかと考えている。

昨年まで教育行政にいたので、いろいろな研修会で先生方に対して「まずは学習指導要領の中身・趣旨等を十分理解してください。そして具体的に授業に落とし込むとしたらどのような授業になるのですか。その延長上に、評価のことがあるのではないですか。」と言っていた。特に、単元の指導と評価の計画の策定が非常に重要だと感じていることも。先ほど高橋調査官の説明の中では「授業のデザイン」というよい言葉があった。さらに、豊かなスポーツライフ、社会と共有する価値など、こういうことを見据えた授業づくりが非常に重要であると思っている。体育・スポーツから発信できないか。これができないと教科目標には届かないと考えている。

今後、国が示す評価資料等にも注目したい。

【注】 本報告のシンポジウムは、平成27年度～30年度 科学研究費助成事業（基盤研究(B)）課題番号15H0364）の助成を受けて行われた。

期日：平成31年3月2日（土）

場所：福岡県立スポーツ科学情報センター
(アクション福岡)